

Title	〔商法二〕白地小切手の補充権の性質 (昭和三三年五月一九日大阪高裁判決)
Sub Title	
Author	阪埜, 光男(Banno, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.2 (1962. 2) ,p.105- 111
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19620215-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二二〕 白地小切手の補充権の性質

昭和三十三年五月一九日大阪高級判決
昭和三十一年(ネ)第一三九六号小切手金請求控訴事件
下級民集九卷五号八五二頁
一審判決 昭和三十一年一月二〇日大阪地裁判決下級
民集七卷一一号三三三—三三六頁

【判示事項】 一、白地小切手交付の目的が消滅してもその補充権は絶対的に消滅するものではない。

二、白地小切手の補充権は商行為によつて生じた債権に準じ五年の時効によつて消滅する。

【参照条文】 小切手法一三条、商法五二二条

【事実】 被告・控訴人Yは昭和二四年九月末頃、N証券株式会社
の代表取締役N₁から同社が大阪財務局より資産検査をうける場合に
そなえ形式上同社の不足資産を補うためY振出の小切手を貸与され
たく、もし右検査に際し右小切手を使用したときは、その見返り
として直ちに同社よりYに同額の小切手を振出交付する旨の懇請を
うけたので、これを応諾し、検査の際同社において振出日を補充し
うるよう振出日を白地とし金額八七万五〇〇〇円、振出地大阪市、
支払人A銀行B支店とする本件小切手を作成して右会社に交付し

た。原告・被控訴人Xは昭和二五年九月訴外N会社に金八〇万円を
貸与したが、昭和二六年一〇月頃同会社から右貸金元利金債務の担
保として本件小切手の交付をうけ、右会社の不動産を処分して前
記借金を返済するから、それまで本件小切手の振出日を補充して呈
示することを待たれたいとの申入れをうけ(同会社は昭和二六年七
月廃業し整理中であつた)、Xはこれを了承した。しかるにその後
同会社は不動産の処分をしたにもかかわらずXに対する前記借金の
返済をしなかつたので、Xは本件小切手による支払をうけるべく、
当時Xは銀行との当座取引がなかつたので、昭和二九年八月上旬銀
行との当座取引のあるK弁護士にその取立を依頼して本件小切手を
交付し、同弁護士は右小切手の振出日欄に昭和二九年八月九日と補
充し、同月一日取立のため自己の取引銀行に払込み、支払人であ
る前記A銀行B支店に呈示したが、支払を拒絶されたので本件小切

手に適法な支払拒絶の宣言を記載せしめた上返却をうけ、ついでXより右小切手金請求訴訟提起の委任をうけ昭和二十九年一〇月二五日訴を提起した。一審判決はXの請求を認容したので、Yはこれを不服とし控訴したのが本件である。なおYの主張した抗弁のうちで主なものを一審二審ともまとめてみると次のようになる。Yは本件小切手を訴外N会社に見せ小切手として貸与し同社の社長N₁にのみ白地の補充権を授与したものであつて、右N会社は昭和二十六年七月末解散し、同年八月二日廃業届をしたから、爾後もはや同社に対する財務局の資産検査はありえないから、右検査の際の見せ小切手として本件小切手を使用する必要がなくなつたので本件白地小切手の補充権は右会社の廃業と同時に消滅した。従つてその後本件小切手を取得したXには右補充権はない。仮りにそうでないとしても、本件小切手の補充権は時効により消滅している。なぜなら白地小切手の補充権は小切手上的権利と同一の消滅時効期間(六ヶ月ないし一年)によつて時効消滅するものと解すべきであり、かりに時効に関する右主張の理由のないときは、所持人の為替手形の引受人または約束手形の振出人に対する手形金請求権の時効が三年なること、商行為によつて生じた債権の時効期間が五年なることを併せ考えれば、白地小切手の補充権は三年ないし五年でもつて時効にかかるものと考えらる。Xが本訴を提起したのは昭和二十九年一〇月二五日であ

るからこの時をもつて権利行使の時とすべく換言すればXとしての補充権の行使はこの時になされたものである。しかるにYが本件小切手を作成交付したのは昭和二十四年九月下旬であるからこの間五年以上経過している。かりにそうでないとしても、Yは本件小切手を昭和二十四年九月末訴外N会社に貸与したものであるところ、右会社は昭和二十六年八月廃業しその後三年余経過するも本件小切手につき何人からも請求をうけたことがないのであつて、Yはもはや本件小切手が白地を補充され権利行使されることの疑さえないだかなくなつていたのであるから、右補充権は権利自壊の原則によつてすでに失効している。

【判旨】一審二審ともに大体同じ理由でXの請求を認容している。従つてここでは二審判決の要旨のみを摘記する。

「認定の事実からするとYは訴外N会社が財務局の検査に際して小切手として使用するものとして、振出日を白地として作成交付したものであるから、Yは有効な白地小切手を振出したものといふべきである。」

「白地小切手の補充権は原則としてその小切手とともに取得者に移転するものであつて、これを制限する特約はその当事者間に債権的効力を有するにすぎないものであり、従つてこの点に関する悪意または重大な過失ある取得者には右特約を以つて對抗しうる人的抗

弁たりうるにすぎないものと解せられる。本件小切手は訴外N会社が財務局の資産検査に使用するため取得したものであるから、同社が廃業し右検査をうける必要のなくなつた以上もはや同社は本件小切手の白地を補充して小切手として行使することはできないけれども、これがため右補充権自体が絶対的に消滅するものと解すべき根拠はなく、右補充権は本件小切手の善意にして重過失のない取得と共にその取得者に移転するものと解すべきである。XがYと訴外N会社間の振出事情を知つて取得したものでないこと、及びこれ知らざるにつき重大な過失がなかつたことは認定上明らかであるから、Xは本件小切手の取得と共にその白地補充権も有効に取得したものと云わねばならない。」

「白地小切手の補充権は一種の形成権と解せられるが右補充権はその行使によつて当該未完成の小切手を完成させ小切手上的の権利を有効に発生させるものであることを考えれば通常の形成権と異り商行為によつて生じた債権に準じ商法五二二条を準用して五年の時効によつて消滅するものと解するを妥当とする。小切手法は小切手が専ら支払手段たる金銭と同様の経済的機能を有することに着目して所持人の裏書人振出人その他の小切手上的の債務者に対する小切手上的の権利の消滅時効を六ヶ月と定めているが、これは完成した小切手上的の権利の消滅時効であつて、補充権は未完成の小切手を完成せし

める権利であるからすでに完成した小切手に基く小切手上的の権利と同日に論ずるをえないし、その時効期間を完成した小切手上的の権利の消滅時効期間より長期の五年と解しても彼は均衡を失するものとは考えられない。まして補充権の消滅時効期間を三年と解することは小切手の場合何らの根拠がない。そして右時効の起算日は小切手を振出し受取人に交付した日を以てすべきであるところ本件小切手をYが訴外N会社に振出交付したのは昭和二四年九月末頃であり、K弁護士がXのために振出日を補充したのは昭和二九年八月九日であつて、その間五年を経過していないから右補充は消滅時効完成前になされたものであつて有効である」

「いまだYにおいて本件小切手の補充権ならびに小切手上的の権利がもはや行使されないものと信頼すべき正当の事由を有するに至り、これがためXが本件小切手の振出日を補充し且本件小切手上的の権利を行使することが、信義誠実に反すると認められるような特段の事由があるものと言えないから、Yの補充権は権利自壞の原則によつてすでに失効しているという主張は採用しえない」

【評釈】 白地小切手の補充権の消滅時効に関する判旨は疑問であるが、それ以外の判旨はおおむね妥当である。

まず本件小切手署名者たるYは振出日を白地とし、それを補充せし

しめる意思で右小切手を作成訴外N会社に交付したものであるから、右小切手が不完全小切手ではなく白地小切手であることは判旨

考えることは無理のように思われる。

の認める通りである。ただ本件白地小切手が他人の資産状態をかくす目的で振出されており、これがいわゆる「見せ小切手」にならないか(見せ小切手の場合に民法九三条の心裡留保の規定の適用があるか否かについては見せ小切手の場合に限らず小切手(手形)一般について問題となるところである。大阪地判昭三二・四・三〇ジュリスト一三七号七六頁は手形行為は不特定人間を転帳流通する証券上の行為であるから、不用意な行為者の利益よりも何ら非難すべき点のない手形取得者の利益を重視しなければならず、従つて表示主義の優位を認めることが必要であるという考え方に立つて、見せ手形の場合、手形上に見本の表識が明瞭になされていない限り民法九三条を適用し得ないと判示している)疑問であるが、小切手がひな形または見本として他人に貸与された様な場合はともかく、本件の如く訴外N会社の不足資産を補うためYより同会社に振出し、もし資産検査に際し同会社の代表取締役N₁が右小切手をそのために使用した時はその見返りとして直ちに同社よりYに右小切手金と同額のの小切手を振出すというような特約が、Yと訴外N会社間に存在している場合は、Yはすくなくとも本件小切手が流通におかれることあるべきを予期して右小切手を振出交付したものとすべきであり、本件小切手を「見せ小切手」と

次に、Yは本件小切手の白地補充権は同会社の廃業によつて消滅したと主張しているので、この点を考えてみる。補充権授与行為を小切手(手形)外の行為とみるか、小切手(手形)行為に準ずる行為とみるかは学説の分れるところである(前者の説——通説・判例〔大判昭一八・四・二一商判集追二補一一五頁〕。後者の説——升本・手形法小切手法論一三六頁。なお鈴木・手形法・小切手法二〇五頁以下は署名者が欠けている部分が補充されたならば手形となりうる書面にこのような書面であることを認識し、または認識すべくして署名した以上、署名者は自分自身に対し要件の補充を停止条件とする条件付の手形上の権利とかかる条件を成就せしめうる権利とを取得し、それが手形の交付によつて相手方に移転すると解しているが、補充権授与行為を手形外の行為とみるか否か明らかでない)。補充権授与行為を小切手(手形)行為に準ずる行為とみるならば、補充権自体は本来何らの制限をも付しえない権利であつて、制限を付しても単に当事者間においてのみ効力を生ずるにすぎないと考えるべきであり、一旦与えた白地補充権が白地小切手(手形)の回収なくして消滅することは到底考えられない。この見解に従うときは、本件の場合Yは白地小切手を回収していないのであるから、白地補充権は消滅していないことになる。しかし、白地小切手(手形)の補充権は白地小切手(手形)行為者が

小切手（手形）外の契約によつてこれを相手方に与うることによつて発生するものであるとする通説判例の立場にたてば、補充権の内容も当事者間の補充権授与契約によつて決定されることになり、当事者間の合意により補充権を消滅せしめることも可能となる。この見解に従えば、本件の場合Yと訴外N会社間に補充権消滅の合意の存在が認められるか否かが問題となる。Yは資産検査に使用するために同会社に白地小切手を振出したのであるが、これだけの事実でYと訴外N会社間に同会社の資産検査終了の時に補充権消滅する旨の合意が成立したとみることは困難であり、補充権は消滅していないが、予め為したる合意と異なる補充がなされたものとして小切手法一三条の規定の適用があるものと思われる。この点判旨も「白地小切手の補充権は原則としてその小切手と共に取得者に移転するものであつて、これを制限する特約はその当事者間に債権的効力を有するに過ぎないものであり、従つてこの点に関する悪意又は重大な過失ある取得者（傍点筆者）には右特約を以つて對抗しうる人的抗弁たりうるに過ぎないものと解せられる」としており本件の結論として小切手法一三条の適用を認めている様に思われるが、「同社が廃業し右検査を受ける必要のなくなつた以上最早や同社は本件小切手の白地を補充して小切手として行使することはできないけれども、これがため右補充権自体が絶対的に消滅するものと解すべき根拠は

なく、右補充権は本件小切手の善意にして重大な過失のない取得と共にその取得者に移転するものと解すべきである」とする判旨は補充権授与行為を小切手（手形）外の行為とみているのか、それとも小切手（手形）行為に準ずる行為とみているのか、明らかでない（なお河本・総合判例研究叢書商法⑥八一頁は白地手形行為も手形行為に準じて無因性を有するものと解すべきだとすれば、この場合も補充権そのものが消滅するのでなく、補充権は有効に存続し、ただ抗弁が付着するにすぎないといふべきことになるとし、その例として本件判旨を掲げている）。

次に、Xは既に白地補充されて完成した小切手を取得したのではなく、未補充のままの白地小切手を一定の範囲の補充権が与えられているものと信じ、かつそう信じたことについて重大な過失なくして取得したのであるが、このようなXも小切手法一三条（手形法一〇条）による保護をうけうるかは法の文言からはいずれとも決し難い。学説の多くはこれを積極に解するが（伊沢・手形法・小切手法三六七頁、石井・手形法・小切手法二〇五頁、大隅・河本・手形法・小切手法一〇六頁。いずれも白地手形の流通を認める以上、このことは善意者の保護として当然の要請であるとする）、消極説も存在する（鈴木・前掲二四一頁は手形金額のように範囲の限定されるのが普通である事項を白地とする手形については、みだりに信用するのが軽卒であるから

このような保護を与えずともよい、としました受取人の白地の如きは限定がなされないのが普通であるから結局未補充手形の取得者に本条による保護を否定しても實際上手形取引の安全が害されることはないという。

思うに、白地小切手（手形）の流通は商慣習法によつて完全な小切手（手形）と同様に認められており、小切手法一三条（手形法一〇条）はこの商慣習法の承認を前提としているのであるから、その解決も商慣習法に委ねるべきであろうが、商慣習法が白地小切手（手形）の流通を認め、取引の安全を図っている以上、これを積極に解する通説の立場が妥当であろう。

白地小切手（手形）の補充権の消滅時効に関しては判例・学説の分れるところである。大審院判例はこれを財産権たる形成権とみて民法一六七条二項により、二〇年で時効にかかるものとみている。判例の理由は完全には一致しないが、その論拠を挙げてみると、補充権は手形債権ではないから手形法所定の時効期間の適用はない

（大判昭八・一・七裁判例⁷民、二六〇頁商判集^道一三六八頁）、補充権は振出人と受取人との一般私法上の契約によつて発生する権利であるから、補充権授与行為は商法五〇一条四号の行為に該当しない（大判昭一・二四一頁）、補充権授与行為は商法五〇一条四号の行為に該当するが、補充権は形成権であり債権ではないから商法五二二条を類推適用することはできない（大判昭一・二・二一新聞三、九三九号一五頁）、などの理由による（詳細は河本・前掲）。

これに対し、

下級審判例には、補充権は形成権であるが、特定の人に対して有する権利であるから、これを債権と同視して民法一六七条一項により一〇年で時効にかかるとするものや（東地判昭一〇・七・六、補充権は商法五〇一条四号の行為によつて生じた権利であるから商法五二二条を準用して五年で時効にかかるとするものがある（三〇商判集^道一三六九頁）、学説も右判例と同様に、二〇年説（升本・前掲）、五年説（伊沢・前掲三六五頁、田中・感・並木・手形小切手ハンドブック一、八七頁、鈴木・前掲二二頁、石井・前掲二〇五頁）、さらに白地手形については三年説（竹田・前掲九七頁、大隅・手）などに分れる。このうち五年説が近時有力になりつつあり、本件判旨もこの説に従っている。この説の根拠は補充権をもつて商行為によつて生じた債権（商法五）と認めることができる点にある。即ち、「形成権でもその行使により債権が発生する場合は債権として時効を考へるべきである」（鈴木・前掲）とし、或は「補充権は商行為によりて生じた期待権と不可分の一体をなしており、この期待権は手形上の権利に代るものであるから無限に存続せしむべきものでなく、商行為によりて生じたる債権と同列に置いてよいと考へ得る」（伊沢・前掲）と主張する。確かに商行為によつて生じた債権が五年で消滅することを考える時、白地小切手（手形）の補充権が形成権であるが故をもつて二〇年と解することは彼是均衡を失するものであり、その点この五年説は傾聴に値すると思われるが、今迄なされて来ている説明では何故

補充権を通常の形成権と異つて解釈すべきか納得できない。ともあれ、本判旨は従来の判例の立場を踏襲せず、近時の有力説を採用したものである点において注目すべきであると共に、今後この点に関して最高裁がいかなる見解を示すかは興味ある問題である。

なおYは本件小切手の白地補充権は権利自壊の原則によつてすでに失効していると主張したが裁判所のいれるところとならなかつた。いかなる場合に権利の自壊による失効の原則の適用があるかは極めて困難な問題であるが本件の如くYにおいて本件小切手の補充権並に小切手上的の権利がもはや行使されないものと信頼すべき正当な事由のあることが認められない場合は、判旨の如く、その適用を否定するのが妥当の様に思われる。(一九六一、一一、一五稿)

(阪埜 光男)